## 青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成26年2月17日(月) 13時30分~15時45分

2 会 場

県庁北棟5階A会議室

3 出席者名

藤井会長、對馬委員、木村委員、佐川委員商工政策課 3名

- 4 議事の概要
- (1) 議題1 前回の議事概要案及び届出状況等について 事務局から資料1に基づき、前回の審議概要案、現在の届出状況等について説明 を行い議事概要として承認された。
- (2) 議題2 届出案件について
  - 【(仮称) 八戸ニュータウンショッピングセンター (Bゾーン) に係る新設について】 本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。
    - ① 保全対象壁面において夜間騒音レベルの最大値の予測値の基準超過がみられるが、超過幅等を勘案すると周辺環境への影響は大きくはないものと考えられる。しかしながら、このことについて付帯要望において注意喚起すべきと考える。
    - ② 計画地が小学校に近接していること及び保全対象壁面において基準を超過する地点である第一種住居地域に隣接していることについて、付帯要望において注意喚起すべきと考える。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 周辺交通に著しい影響が生じることのないよう、円滑な誘導、冬季における除 排雪の徹底などの対策について十分な配慮をすること。また、搬入車両入出庫時 における場合等、店舗周辺の小学生をはじめ、歩行者、自転車の安全確保の対策 について、十分な配慮を行うこと。
- 2 等価騒音レベルが基準を超過している地点があり、また、夜間における騒音レベルの最大値の予測値が多くの地点で基準を超過していること、第二種住居地域であり、第一種住居地域に隣接していることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。

- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配慮をお願いする。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

## 【メガ青森勝田店に係る新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

① 夜間騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過しているが、徐行規制が順守されれば周辺環境への影響は大きくはないものと考えられる。しかしながら、このことについて付帯要望において注意喚起すべきものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 店舗が小・中学校の通学路に接していることから、店舗周辺の歩行者、自転車 の安全確保に十分な配慮を行うこと。
- 2 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が全ての地点で基準を超過しており、 また、第二種中高層住居専用地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周 辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの 利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配 慮をお願いする。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

## 【カブセンター八戸長苗代店に係る新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 出入口1から出庫する車が無理に前田交差点に進入するという懸念はあるが、 出入口1からの出庫を規制すると国道454号線側で全ての出庫が行われる ことになり、分離帯でのUターンの増加等が懸念される。
- ② 分離帯は方向転換に使用する車が多いことも事実であるが、車両の右折や横断等に必要な個所を分断しているという側面もある。
- ③ 審議会においても、渋滞や事故を懸念している旨を付帯要望において注意喚起すべきである。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

1 交通量の多い交差点に近接しており、渋滞や事故が懸念されることから、必要

に応じ交通管理者等と協議を行うなど、周辺の交通安全対策に適切に対応すること。

- 2 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が基準を超過している地点があることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの 利用を健常者が妨げることとならないよう、十分な注意喚起を促す対策を行う配 慮をお願いする。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。